

平成 29 年度の主な空き家対策について

1. 「空き家に関する実態把握」に関する事業

(1) 所有者調査の実施（新規）

適正に管理されていない空き家の所有者が不明なものについては、専門家へ所有者などの調査を委託します。

(2) 空き家データベースの更新

所有者意向調査や新たに寄せられた情報、所有者調査の結果を基に空き家データベースを更新します。

2. 「空き家化の予防」に関する事業

(1) 耐震改修費用の助成

家屋の長寿命化を図るため、耐震診断や耐震改修の費用に対して支援を行います。

(2) リフォーム費助成の拡大（新規）

これまで、まちなか地域のみで行っていたリフォーム費用に対する助成を、公共交通沿線居住推進地区も対象とします。

3. 「空き家の適正な維持管理の促進」に関する事業

(1) 啓発パンフレットの作成（新規）

空き家管理のポイントや、放置することによるリスク、空き家に関する相談先などを記載したパンフレットを作成し、空き家の所有者に送付します。

(2) 出前講座の実施（新規）

市役所出前講座のメニューに空き家対策についての講座を追加します。

4. 「空き家の利活用の促進」に関する事業

(1) 空き家利活用モデル事業の検討（新規）

空き家を観光資源として活用するなど、地域特性を活かした空き家のモデル事業の実施に向けた検討を行います。

(2) 富山市空き家情報バンク制度のPR

空き家情報バンク制度の啓発パンフレットへの掲載や出前講座などでのPRにより、登録件数の増加を図ります。

(3) まちなか居住推進事業の実施

まちなか居住推進事業により、住宅取得費に対する助成や、賃貸住宅の家賃に対する助成、高齢者の持家活用による住み替え支援を実施します。事業を広く周知することにより、利用拡大を図ります。また、補助要件の緩和を検討します。

(4) 公共交通沿線居住推進事業の実施

公共交通沿線居住推進事業により、住宅取得費に対する助成などを実施します。事業を広く周知することにより、利用拡大を図ります。また、補助要件の緩和を検討します。

5. 「問題のある空き家への対応」に関する事業

(1) 老朽危険空き家等調査の実施（新規）

老朽危険空き家等の立入調査を専門家に委託します。

6. 「空き家に関する相談体制の整備」に関する事業

(1) 「富山市空き家対策庁内連絡会議」の運営

(ア) 協議事項

○空き家に関する情報共有

関係各課が把握している空き家の情報を集約し、その情報を共有することにより、効率的な空き家対策を推進します。

○対応方針の決定

各部門に係る法令や補助制度を活用し、有効な空き家対策を推進します。

(イ) 組織

建築や環境、防犯など空き家対策に係る部署の所属長により組織します。

7. 空き家対策の推進体制整備に関する事業

(1) 富山市空き家等対策推進協議会の設置（新規）

(ア) 協議事項

○空き家等対策計画の実施及び変更に関する事項

空き家等対策計画に基づく施策の実施方法や、社会情勢や地域環境の変化などに伴う計画変更について協議を行います。

○空き家等に対する支援に関する事項

空き家に対する具体的な支援方法についての協議を行います。

○特定空き家等の判断基準に関する事項

『「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』を基にした、具体的な判断基準の策定などに関する協議を行います。

○特定空き家等の認定並びに措置の方針に関する事項

特定空き家等への認定や行政処分である命令を行う場合や、特定空き家等に対する助言や指導の内容などに関する協議を行います。

○その他協議会において必要と認められる事項

空き家対策を促進する上で、必要と認められる事項に関する協議を行います。

(イ) 組織

富山市空き家等対策推進協議会の委員は、次のとおり想定しています。

分 野	所 属 等
学識経験者	大学教授など
地域住民	富山市自治振興連絡協議会
法務	富山県弁護士会
不動産	富山県中古住宅流通促進協議会
建築	公益社団法人富山県建築士会
福祉	富山市社会福祉協議会
管理	富山市内で活動するNPO団体

など

(2) (仮称) 富山市空き家対策官民連絡会議の設置 (新規)

(ア) 協議事項

○情報の共有

それぞれの団体における空き家対策の実情や課題についての情報交換を行い、それぞれの視点からの意見や事例などから、効果的に空き家対策を推進します。

○協働事業の検討

空き家の所有者などの多様な課題に対し、効率的に対応することで多くの空き家問題が解消されると期待できることから、多様な主体が連携した情報発信や対応方法についての検討を行います。

○行政への助言、協力

市が実施する空き家対策において、専門的な立場や業務上の経験などから、有効な空き家対策を実施するための助言や協力を得る場とします。

(イ) 組織

(仮称) 富山市空き家対策官民連絡会議の構成は、次のとおり想定しています。

分 野	団 体 名
不動産	(公社) 全日本不動産協会富山県本部 (公社) 富山県宅地建物取引業協会 富山県中古住宅流通促進協議会 富山県土地家屋調査士会 (一社) 富山県不動産鑑定士協会
建築	(公社) 富山県建築士会 (公社) 富山県建築士事務所協会 富山県構造物解体協会
法務	富山県行政書士会 富山県司法書士会 富山県弁護士会
N P O	富山市内で活動するN P O団体
行政	富山市

など